誰もがその人らしく 安心して暮らせる 福祉のまちづくり

多良木町社協だより

生活困窮者自立支援制度で 生活に困っている人を支援します

ひとりで抱え込まずに
まずはご相談ください

誰もが自立し尊厳を保てるよう、地域福祉の推進できる地域づくりをめざして

生活困窮者自立支援制度では「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人」に対して、自立できるよう支援体系の構築に全国的で取り組んでいます。自分の力だけでは経済的に生活を立て直すことができない人が、経済的自立だけでなく、その人らしい自立に向かえるように多良木町社会福祉協議会では専門機関と連携しながら支援します。

社会法人 多良木町社会福祉協議会 平成31年 3 月25日発行

〒868-0501 熊本県球磨郡多良木町大字多良木1571番地1 ☎ (0966) 42-1112 FAX (0966) 42-1113

ふれあいネットワーク

生活困窮者自立支援制度とは…

近年、社会経済環境の変化に伴い、収入が少なく生活に困ることになる可能性の高い人々や仕事ができる年齢層を含む生活保護受給者が増大しており（生活保護受給者は２１４万人）、国民の生活を幾重にも段階的に支えるセーフティネット※1の構築が必要となりました。

こうした状況に対応するため、平成27年４月に生活困窮者自立支援法が施行され、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人」を生活困窮者としています。その中で新しい生活困窮者支援体系の構築と生活保護制度の見直しに全国的に取り組んでいます。

多良木町社会福祉協議会（社協）においても多良木町（行政）や関係機関と連携し支援しています。

※1 セーフティネット
「経済的なリスクが発生したとき、最悪の事態から保護するしくみ」

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

○生活保護受給者数は約２１４万人。平成２７年３月をピークに減少に転じた。
○生活保護受給世帯数は約１６４万世帯。高齢者世帯の増加により、世帯全体は増加しているが、高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いている。

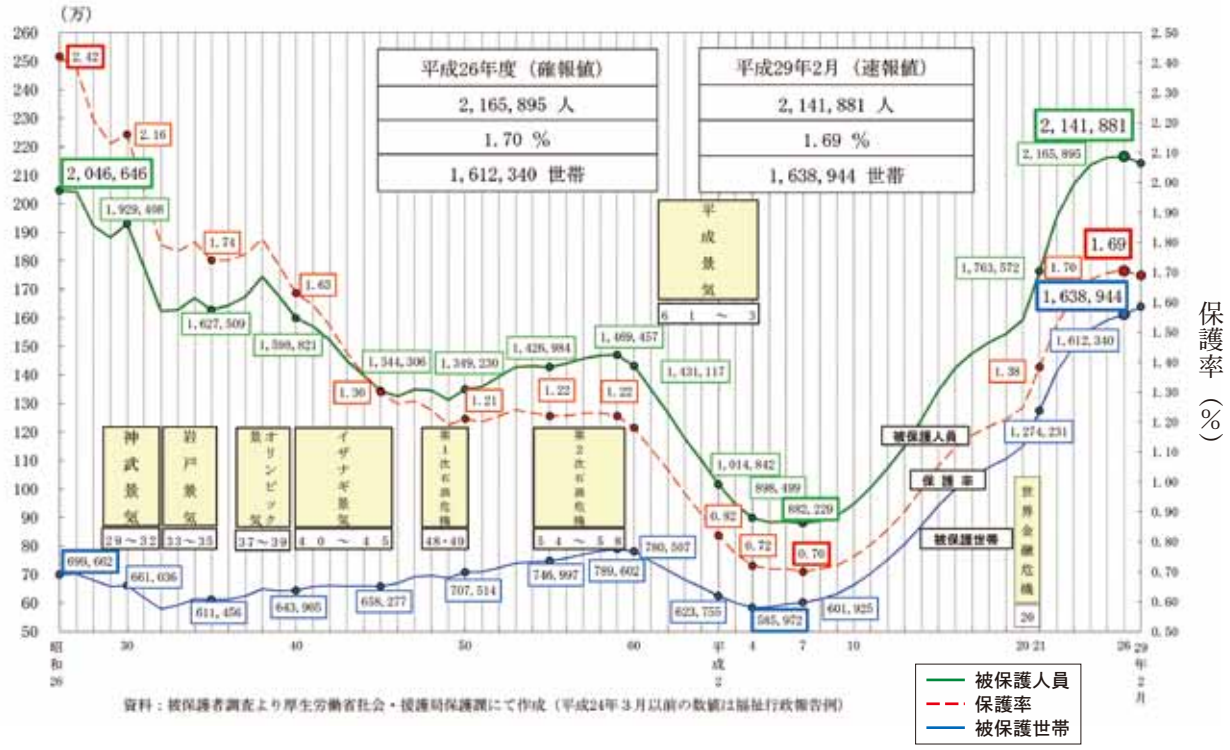

出典：社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第１回）/生活保護制度の現状について/「被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移」（厚生労働省）
（https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000164401.pdf
#search=%27%E7%94%9F%E6%B4%BB%E4%BF%9D%E8%AD%B7+%E6%8E%A8%E7%A7%BB+%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%83%95%27）（平成31年2月20日に利用）

なぜ…生活困窮者自立支援制度が必要となったのか…

わが国では、1990年代のバブル経済の崩壊以降、構造的な景気低迷が続き、加えて平成20(2008)年に発生した、いわゆる「リーマンショック」と呼ばれる世界金融危機の影響も大きく、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、家族、職場、地域社会におけるつながりが薄れていくなかで社会的孤立のリスクが拡大し、また貧困の世代間連鎖※2といった課題も深刻化しています。

こうした状況のなか、最後のセーフティネットである生活保護制度でも援助がなくても自分の生活ができるよう力を添えて、その成長を手助けする機能の更なる強化が図られています。

また生活保護受給者以外で収入が少なく生活に困っている人への、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、平成27(2015)年4月から生活困窮者自立支援法が施行されました。

この制度が理念に掲げる目標として、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の2つがあります。

※2 貧困の世代間連鎖
「経済的に不安定な家庭で生まれ育った子どもが教育費を捻出できず学習の機会に恵まれないなどの理由により、その子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されてしまうこと」

生活困窮者自立支援制度がめざす姿とは…

生活困窮者自立支援制度では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある」生活困窮者を対象として、生活や就労等の幅広い相談支援を行う自立相談支援事業が行われます。

①生活困窮者の自立と尊厳の確保

この制度の掲げる目標の一つである「生活困窮者の自立と尊厳の確保」のために、対象となる本人の自己選択、自己決定を基本にしつつ、必要な支援を受けながら、経済的自立だけではないその人なりの自立をめざします。その人だけでは、くり返し努力しても何らかの理由で目的が達成できなかったり、今の状態から抜け出そうとしても報われなかった経験から「自分は大切な存在だ」と感じる自己肯定感や、「自分は役に立っている」という自尊感情を失っていることも多く、その尊厳の確保も重要になります。

②生活困窮者支援を通じた地域づくり

絡み合った糸のように多様で複合的な課題を持つ生活困窮者に対して、その課題を解きほぐして解決に導くためには、公民を問わず地域のさまざまな力を活用した丸ごとの支援が必要となることから、地域に向けた取り組みを考える必要があります。例えば、生活困窮者の就労に導く支援を実施するために、地域で働く場や参加する場を創出することは、同時に、地域産業の担い手不足の解消や、ご近所関係の維持、振興などの課題解決に貢献できる可能性があります。「支援する側・支援される側」という関係を固定的なものとせず、誰もが地域社会の一員として積極的な役割を果たしていくという視点が重要です。

このように、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」には、生活困窮者の地域生活を支える視点と、生活困窮者を支える地域をつくる視点の両方が求められます。そのために社会福祉協議会では、困ったときに頼れるさまざまな分野の機関、場所や人などの社会資源の連携を促進し、行政、関係機関、地域住民等の協働による「地域づくり」の取り組みを進めていくうえでも積極的な役割を果たします。

～ひとりで抱え込まずに、ご相談ください～

複合的な課題を抱える生活困窮者に対して生活全体を見通し丸ごとの支援を行う新たな社会保障制度がスタートしました。

日々の生活のなかでの不安や困りごとを社協にお聞かせください。

一人ひとりの状況に合わせた支援内容を考え、専門の機関・団体と連携して、解決に向けた支援を行います。

支援対象者

- 仕事や生活など、さまざまな困難の中で生活に困窮（困り苦しんで）している人（生活保護受給者は除く）
- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

暮らしているうえで経済的に困る理由や状況は様々ですが、例えば次のような人が支援の対象に含まれます。

- 離職後、求職の努力を重ねたが再就職できず、自信を失ってひきこもってしまった人
- 高齢で体の弱った親と二人暮らしを続けるうちに、地域から孤立してしまった人
- 家族の介護のため、時間に余裕はあるが収入の低い仕事に移った人
- 配偶者からの暴力を逃れて家を飛び出したが、子供が幼いために就業が難しい人
- いじめなどのために学校を中退し引きこもりを続けるうち、社会に出るのが怖くなってしまった人
- 家計の管理がうまくできないために、借金を繰り返してしまう人、等々。

仕事のこと

- 就職したいが、仕事が見つからない
- すぐに仕事を始めることが不安

住まいのこと

- 家賃を滞納し、家を出なければならない
- 会社を解雇され、家も失った

生活費のこと

- 借金や公共料金の滞納があり困っている
- 家計のやりくりがうまくできず、生活費が足りない

子ども・家族のこと

- 子どもの学校や勉強のことが心配
- 家に引きこもっている家族がいる

新たな生活困窮者自立支援制度

本人の状況に応じた支援

住居確保給付金　～ 家賃相当額を支給 ～

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動を行うこと等を条件として、一定の期間、家賃相当額を支給します。

就労準備支援事業　～ 就労への第一歩です ～

「社会との関わりに不安がある」、「周囲の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに働くことが心配な方に、就労に向けた訓練や就労の機会を提供します。

家計改善支援事業　～ 家計の立て直しについてアドバイスします ～

家計状況の課題を整理し、自ら家計を管理していけるように、状況に応じた支援計画の作成や貸付のあっせん等を行います。

子どもの学習・生活支援事業　～ 子どもの明るい未来をサポート ～

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、学習支援や居場所づくり、進学、高校の中退防止等について、子どもとその保護者に必要な支援を行います。教育の機会均等を図るための行政、児童養護施設等が実施している取り組みを把握します。

一時生活支援事業　～ 宿泊場所や食事等の提供 ～

決まった住居のない方に、一定期間の宿泊場所と食事等を提供しながら、自立した生活に向けた支援を行います。

支援の流れ

①まずは窓口の社協にご相談ください

社協に来ていただき専門の支援員に、ご相談ください。何らかの理由で社協まで来られない場合は、支援員が自宅に訪問することもできます。

②生活状況等についてお話を伺います

生活の困りごとや不安を支援員にお話しください。生活の状況と課題を分析し、「自立」に向かって寄り添いながら支援します。

③あなただけの「支援プラン」を一緒につくります

支援員は支援を必要とする人の意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。

④支援を決定します

完成した支援プランは、行政を交えた関係機関の話し合い（支援調整会議）を経て正式に決定します。

⑤支援メニューによるサービスが提供されます

話し合いで決定した支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

⑥定期的な評価・見直し（モニタリング）を行います

各種サービスの提供がゴールではありません。支援を必要とする人の状態や各種支援メニューの提供状況を支援員が定期的に確認します。支援プランどおりに行かない場合は、プランを再検討します。

支援の結果、困りごとが解決すると支援は終了です。その後は、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員により継続しての見守り（フォローアップ）が行われます。

生活困窮者自立支援制度を利用して生活を立て直したケース

（ご紹介するのは架空のケースです）

Aさん（38歳・男性）

長期ひきこもりのケース

両親と３人暮らし。高校中退後、一時アルバイトを経験したもののすぐに辞めて、家にひきこもるようになりました。母親（78歳）は病気がちで高齢のために足腰が弱くなり、身の回りのことはある程度まで対応できるものの、一部介護が必要な状況。父親（80歳）は無口でとても厳格な性格で家事や介護には極めて消極的。一家の収入は父親の厚生年金が中心となっており、母親が管理する家計は常に苦しい状態。

自立相談支援機関による分析・支援プラン作成

母親の悩みを聞いた近隣の人が、母親の了解を得たうえで社協に連絡。社協の支援員がAさんの自宅に訪問しました。

社会参加から就労へ

Aさんは、支援員と何度も話すうちに、近くにある「男性介護者の会」に興味が湧いてきました。

試しに行ってみたところ、互いの苦労をねぎらい、自分の存在を認めてもらえる仲間に出会うことができて、やがて一緒に活動するようになりました。徐々に自信を取戻し、今度は支援員に、ひきこもりの人などにも理解のある飲食店を紹介してもらい、働き始めました。

初めは環境に慣れず休みがちでしたが、職場の理解も得ながら徐々に休みも減りました。母親の介護は介護保険を申請してヘルパーさんに来てもらっており、今では充実した日々を送っています。（Aさん談）

まちづくりの実現を目指して…

みます。

今後も、地域のさまざまな課題に対して、地域住民や関係機関と協力し、地域の実情に応じた事業や活動を展開していきます。

社協では、経済的理由を起因としたひきこもり、孤立、虐待、権利侵害等の「深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域の困りごとを受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を推進するためにも、生活困窮者自立支援制度に積極的な役割を果たします。

Bさん（26歳・女性）

求職者への支援のケース

高校時代にいじめに遭い、同年代の人との人間関係を避けるようになりました。そのようなこともあって県外の専門学校に進学し、卒業後は飲食店に住みこみの仕事に就きました。しかし、職場でのトラブルをきっかけに、仕事を無断で休みがちになり、解雇されてしまいました。その後も求職活動を行っていましたが就職に結びつかず、求職活動も途切れるようになってしまいました。

そして、収入がないまま生活費のために貯金を減らし続け、このままでは家賃を払えずアパートを出ていかなければならなくなるという、追い詰められた状況になってしまいました。

自立相談支援機関による分析・支援プラン作成

自分の生活と将来に不安を感じたBさんは、ハローワークなどで自立支援相談を奨められ、相談窓口である社協に連絡しました。

住居確保給付金と就労訓練事業によるサポート

Bさんは、支援員に事情を話したところ、支援員からは、まずは安定した住居を確保する必要があるということで、住居確保給付金の説明を受け、給付の決定を受けることができ、当面の住まいを確保することができました。

就労については、以前の仕事で調理の経験があったことから、飲食店での就労を望みましたが、支援員との相談を通じて焦らず時間をかけて生活を立て直すことが大事だと考え、生活リズムを整え、人と向き合うことに不安を感じていた事から人とスムーズなコミュニケーションをとれるようになることを短期目標としました。

そこで、まずは就労訓練事業の非雇用型※3として高齢者施設に通うことになりました。初めは利用者とのコミュニケーションに苦労しましたが、訓練を受けた結果スムーズにコミュニケーションがとれるようになり、Bさんの希望もあり非雇用型から支援付雇用型訓練※4に切り替わりました。

初めは、高齢者や職員と上手に会話できるか、人間関係が築けるか不安でしたが、皆さんがあたたかく見守ってくれたおかげで気持ちが楽になり、少しずつですがコミュニケーションがスムーズに取れるようになりました。今では、人の役に立ちたいという気持ちから、ヘルパー資格を取るべく準備を進めています。（Bさん談）

※3 就労訓練事業の非雇用型
「雇用契約を結ばずに、訓練として仕事を経験し、その中で安定した就労に必要な様々なスキルや経験を積むもの。」
※4 支援付雇用型訓練事業
「企業など雇用者が被雇用者を雇用したうえで比較的軽易な作業を担う職業訓練を行い、一般就労をめざすもの。」

だれもが安心して暮らせる福祉の

このように生活困窮者自立支援制度は、個人の自立のみではなく、生活困窮者の居場所づくりやつながりの形成、困った時に頼れることのできる地域の場所や人、またその可能性のある場所や人等（社会資源）の新たな発見など、この制度を通じた地域づくりもめざしています。

生活困窮者が自立をめざしていくには、地域から孤立したままでは抱える課題の解決が困難であり、個人へのアプローチのみならず、地域づくりが重要となります。地域づくりの一環として地域福祉の推進が必要とされます。

社会福祉法の基本理念でもある地域福祉の推進を、社協では主体的に取り組

多良木町で行われている地域福祉活動やボランティアなど福祉事業を掲載

- 地域福祉の情報が盛りだくさん!!
- 町内のボランティア活動を紹介!!
- 社協が行う介護保険事業の最新の活動も掲載!!
- 福祉の相談や貸付事業などについてもわかりやすく説明!!

多良木町社会福祉協議会ホームページ

［アドレス］

http://taragi-shakyo.or.jp/

または、“多良木町社協”で検索

→ 多良木町社協　検索

QRコード ＝

スマートホン・携帯電話からも閲覧できます。

多良木町社会福祉協議会のホームページ開設

「たとえ小さな一歩でも、昨日より確実に前へと進んでいること」が、わたしたち≪社会福法人多良木町社会福祉協議会≫のモットー（合い言葉）です。皆さまのお役に立てるようタイムリー（適時）な情報発信を心がけてまいりますので是非とも閲覧ください。

予算・決算・貸借対照表は、社会福祉法に基づき、ホームページ上で公表しております。

この広報誌は、共同募金の配分金の一部を活用して作りました。